明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二〇）　二
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二一）　四
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二二二）　五
○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（二二三）　五
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二二四）　六

〔告　示〕
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**五〇、五一）　七
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一三一五）　七
○信号符字を点附した件（**国土交通**七五三）　七
○信号符字を取り消した件（**同**七五四）　七
○船舶国籍証書は無効となった件（**同**七五五）　七
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**七五六）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一五四～一五六）　七
○道路に関する件（**北海道開発局**一五〇～一五四）　七

〔国会事項〕
内閣　八

〔人事異動〕
公証人任免（法務省）　八
公証人死亡（同）　八

〔皇室事項〕
諸事項　八

〔官庁報告〕
法務　八

〔公　告〕
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更、平成二十八年度厚生労働省共済組合の決算関係　八
会社その他
本号で公布された法令のあらまし　八

◇不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二〇号）（国土交通省）

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第四六号）の施行期日は、平成二九年一二月一日とすることとした。

◇不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二一号）（国土交通省）

1　不動産特定共同事業法施行令の一部改正

(一)　不動産特定共同事業法第二条第六項に定める事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額は、次に掲げるものとすることとした。（第二条関係）

(1)　事業参加者が行う出資の価額一〇〇万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあっては、一億円）

(2)　事業参加者が行う出資の合計額一億円（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を委託する特例事業者が二以上あり、かつ、それぞれの特例事業者につき事業参加者が行う出資の合計額が一億円を超えない場合にあっては、一〇億円）

(二)　不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者は、情報通信の技術を利用する方法により、不動産特定共同事業契約の成立前の書面等に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、申込者に対し、情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものによる承諾を得なければならないものとすることとした。（第八条関係）

(三)　小規模不動産特定共同事業を営もうとする者が満たさなければならない資本金又は出資の額は、いずれの小規模不動産特定共同事業の種別についても、一、〇〇〇万円とすることとした。（第一一条関係）

2　施行期日

この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年一二月一日）から施行することとした。

◇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（経済産業省）

1　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する入札に参加しようとする事業者が国に納めるべき手数料の額を、一の再生可能エネルギー発電事業計画につき一二万七、〇〇〇円と定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第二二三号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二九年度の被用者保険等保険者に係る概算給付金の額の算定の特例に係る概算負担調整基準額を四万一、二二〇円とすることとした。（附則第五条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二九年度の被用者保険等保険者に係る概算給付金の額の算定の特例に係る概算負担調整基準額を四万一、二二〇円とすることとした。（附則第三条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二二四号）（防衛省）

1　平成二九年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、二六八万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。